

## 風車村で「きのこの菌打ち体験」をしてみませんか？

- 日時／5月13日(日) 午前9時30分～11時30分  
午前9時10分受付開始
- 場所／風車村 農林漁業体験実習館前  
(雨天時ウインドーム立川)
- 定員／先着50名(小学生以下は保護者同伴)
- 参加費／300円(傷害保険、お茶代等)
- 服装／作業しやすい服装、軍手
- 申込期限／5月7日(月)
- ※菌植えた原木は一世帯2本まで持ち帰ることができます。
- ※この事業は、やまがた緑環境交付金を活用しています。
- 問・申込み／商工観光課新エネルギー係  
☎0234-56-3360

## はじめましょう！イキイキPCライフ！！ PC基礎・インターネット入門講座

- 内容／パソコンの基本操作や文字入力、インターネットの活用方法を学びます。
- 日時／全6回、12時間の講座です  
＜午前の部＞午前9時30分～11時30分  
5月17日(木)、18日(金)、24日(木)、25日(金)、31日(木)、6月1日(金)  
＜夜間の部＞午後7時～9時  
5月14日(月)、15日(火)、21日(月)、22日(火)、28日(月)、29日(火)
- 対象／これからパソコンを始める方、パソコンを始めたばかりの初心者の方
- 場所／余目第三公民館
- 受講料／2,000円(テキスト代含む)
- 申込期限／5月6日(日)
- 問・申込み／余目第三公民館 ☎0234-42-0317

## 庄内町母子保健コーディネーター (一般職非常勤職員)募集

- 職種／母子保健コーディネーター ●人数／1名
- 任用期間／平成30年6月1日～平成31年3月31日
- 勤務地／保健福祉課健康推進係(余目保健センター)
- 勤務内容／妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談業務、支援を必要とする妊産婦等の支援計画作成業務、その他妊産婦等の支援に関し必要な業務
- 応募要件／要件をすべて満たすこと
  - ①保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有する方
  - ②パソコンの基本的操作のできる方(Word、Excel、Web検索など)
  - ③普通自動車運転免許を有する方
- 待遇／庄内町一般職非常勤職員の任用等に関する規則によります
  - ①勤務時間：1日6時間  
(週5日勤務、1週間あたり30時間)
  - ②月額報酬：163,600円
  - ③休日等：土日・祝日・年末年始
  - ④時間外勤務：あり(月額報酬に割増支給)
  - ⑤通勤費：職員に準じた額
  - ⑥年次有給休暇：10日
  - ⑦福利厚生等：社会保険、雇用保険加入
- 申込方法／平成30年度庄内町一般職非常勤職員申込書、履歴書(写真貼付、市販の履歴書でも可)、職務経歴書(職務経験のある方)、資格・免許等の写しを、問・申込み先に提出してください。  
※申込書等は問・申込み先のほか、本庁舎総合案内、立川支所立川支所係、清川出張所、立谷出張所に備え付けてあります。また、町ホームページからダウンロードできます。
- 申込期限／5月7日(月)(郵送の場合、当日必着)
- 問・申込み／〒999-7781 庄内町余目字三人谷地61番地1 保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147

## 町職員等がみなさんの疑問にお答えします！ 庄内町くるま座トークをご活用ください！

- 町民のみなさんが自ら企画し開催する座談会や学習会等に、町の職員を派遣します。
- 対象／町内に在住・在職または在学する5人以上の方で構成された団体等
  - 時間／午前9時～午後9時の2時間以内
  - 場所／町内に限ります
  - 費用／職員等の派遣料は無料です。ただし、会場使用料や材料費など、くるま座トークに要する費用は、開催する団体等で負担願います。
  - 問・申込み／情報発信課情報発信係 ☎0234-42-0157



## 住居費および引越費用を補助します！

■問・申込み/情報発信課地域振興係 ☎0234-42-0162

### ☆民間賃貸住宅に入居した移住世帯☆

移住する方を応援し、活力に満ちた地域づくりを促進するため、移住世帯が民間賃貸住宅に入居したときに、住居費および引越費用(最大10万円)を補助します。



- ※平成30年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金との併用はできません。
- 補助金の名称／平成30年度庄内町移住新生活支援事業費補助金
- 対象となる移住世帯／(①～③のいずれかに該当)
  - ①夫婦の両方または一方が満45歳未満(申請書提出時の年齢)の移住世帯
  - ②夫婦および満18歳未満の子(平成30年4月1日現在)のいる移住世帯
  - ③母子家庭または父子家庭の移住世帯(以下の要件すべてに該当)
    - ・平成30年度中に町内の民間賃貸住宅に入居した世帯
    - ・町内に5年以上居住する意思のあること
    - ・町内に住宅を有していないこと
    - ・町税等に滞納がないこと
    - ・生活保護世帯でないこと 等
- 対象経費／民間賃貸住宅の住居費および引越費用
  - ・住居費(敷金、礼金(保証金等含む)、仲介手数料) ※家賃および共益費は対象外です。
  - ・引越費用(平成30年度中に運送業者へ支払ったもの)
- 補助金額／対象経費の合計額とし、対象となる移住世帯の①は5万円、②および③は10万円を限度とします。
- 申請期限／平成31年3月29日(金)



※要件・申込方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

### ☆結婚を機に町内へ転入または転居した新婚世帯☆

婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、町内へ転入または転居した新婚世帯に対し、住居費および引越費用(最大30万円)を補助します。



- ※平成30年度庄内町移住新生活支援事業費補助金との併用はできません。
- 補助金の名称／平成30年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金
- 対象となる新婚世帯／(以下の要件すべてに該当)
  - ・平成30年1月1日～平成31年3月31日に婚姻届を提出し受理された夫婦で、受理された時点で満35歳以下の夫婦
  - ・新婚世帯の所得合計額が340万円未満であること
  - ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
  - ・町税等に滞納がないこと
  - ・生活保護世帯でないこと 等
- 対象経費／賃貸住宅の住居費及び引越費用
  - ・住居費(家賃、敷金、礼金(保証金等含む)、共益費、仲介手数料)
  - ・引越費用(婚姻に伴う引越費用で、平成30年1月1日～平成31年3月31日の間に運送業者へ支払ったもの)
- 補助金額／対象経費の合計額とし、1世帯当たり30万円を限度とします。
- 申請期限／平成31年3月29日(金)



※要件・申込方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。